

我孫子市国民健康保険税条例の一部を 改正する条例(案)について

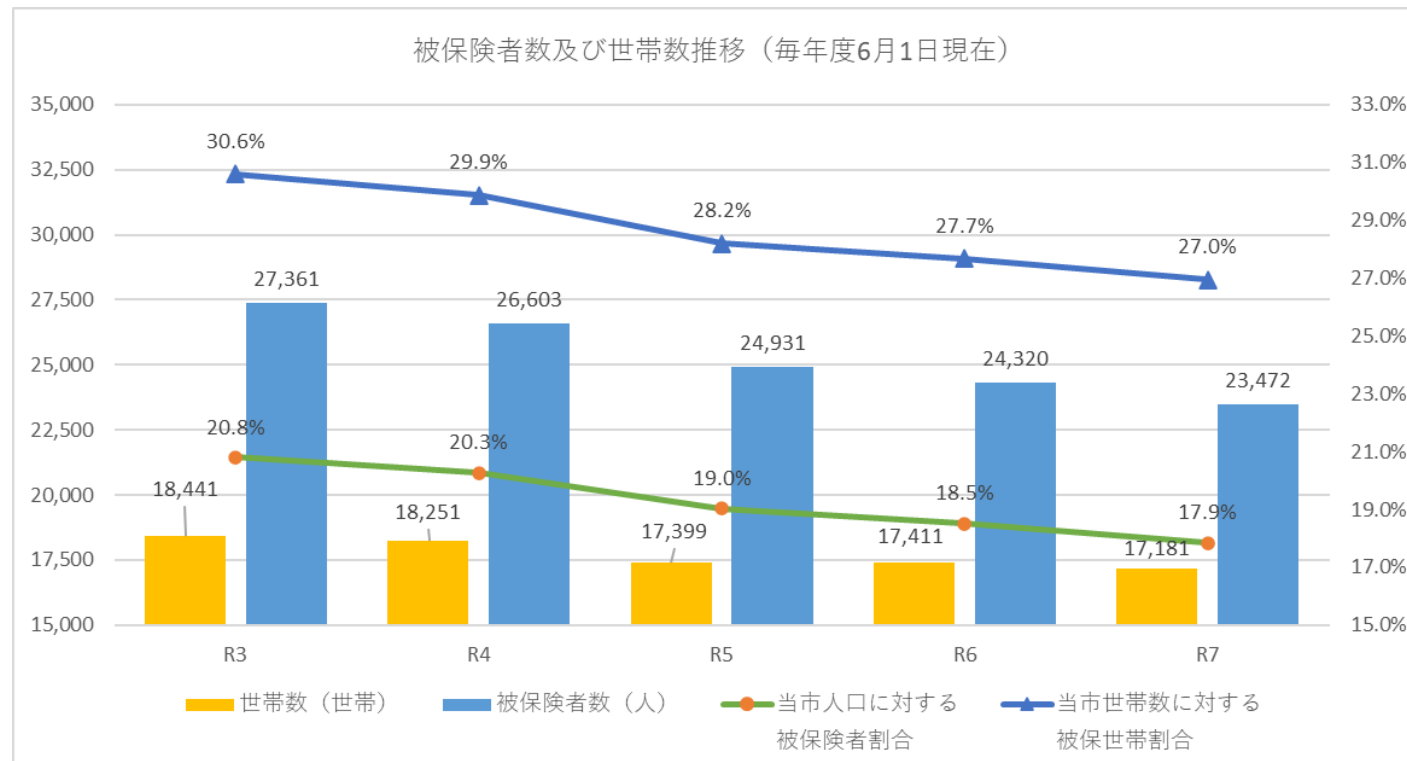
～国民健康保険税の税率改定～

1. 我孫子市における国民健康保険の財政状況について

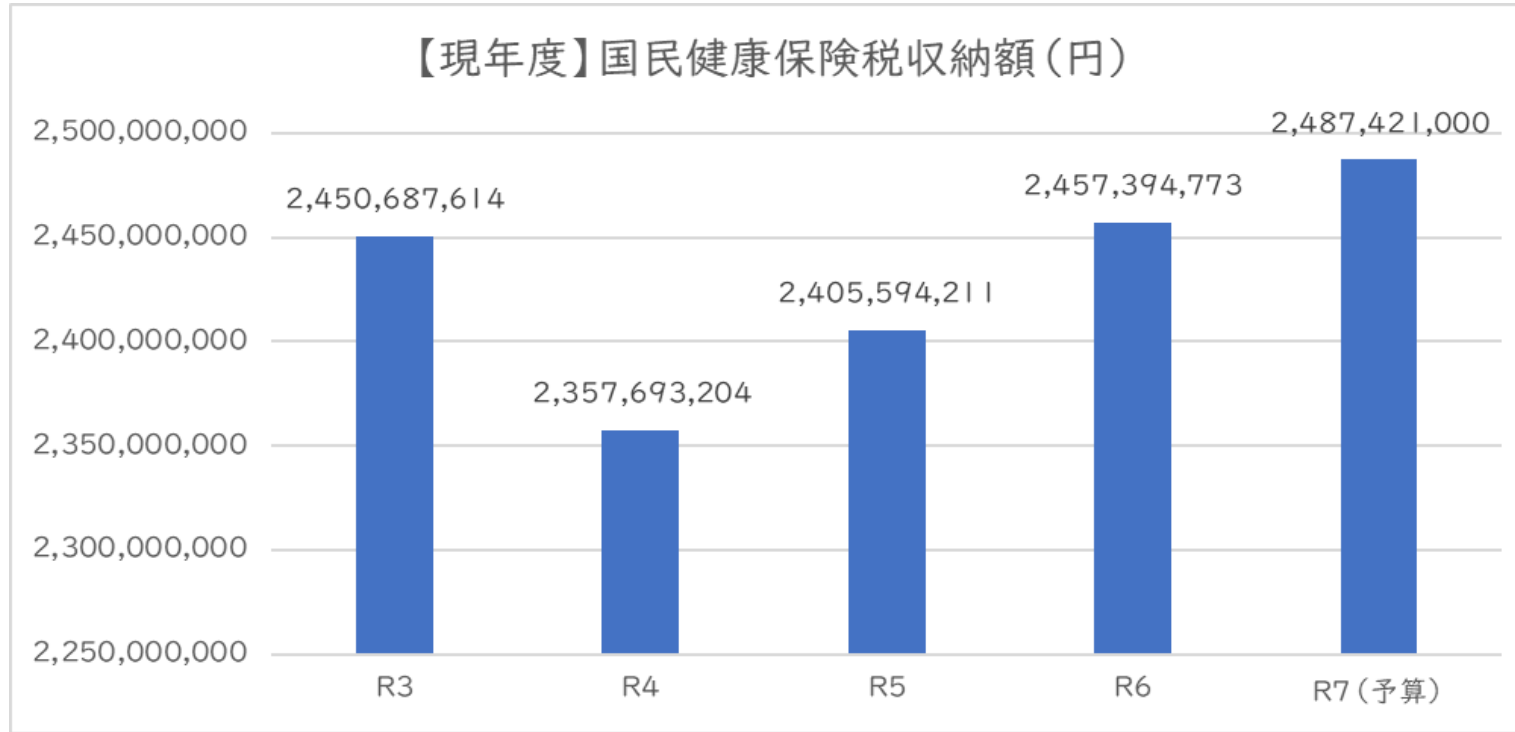
国民健康保険(以下、国保)は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を都道府県に納付することで、都道府県から保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として支給される制度改革が行われました。

我孫子市では、千葉県に支払う国保事業費納付金などの支出額が収入額を上回る状況が続いており、税率改定を行い、収入増を図る必要がありました。

これまでに過去5年のうち、4回の税率改定を行い、保険税納付額等が増額した結果、現在は、黒字経営となり、健全な国民健康保険の運営が実施できている状況です。



1. 我孫子市における国民健康保険の財政状況について



【各年度の当初予算における赤字額の推移】

	その他一般会計 繰入金	国保財政調整 基金繰入金	赤字額	一人当たりの 赤字額
R3	29,013,000	224,504,000	253,517,000	9,300
R4	268,727,000	16,214,000	284,941,000	10,900
R5	181,212,000	95,434,000	276,646,000	10,965
R6	126,910,000	0	126,910,000	5,290
R7	0	0	0	0
R8	0	0	0	0

2. 国保財源の確保に向けた検討

国保財源の確保には、税率改定または、一般会計から法定外繰入等を行うことが考えられますが、令和6年3月に策定された「第2期千葉県国民健康保険運営方針」では、財政運営に係る基本的な考え方と取組として、『市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定すること。』としています。

また、『決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。』としており、『県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。』としています。

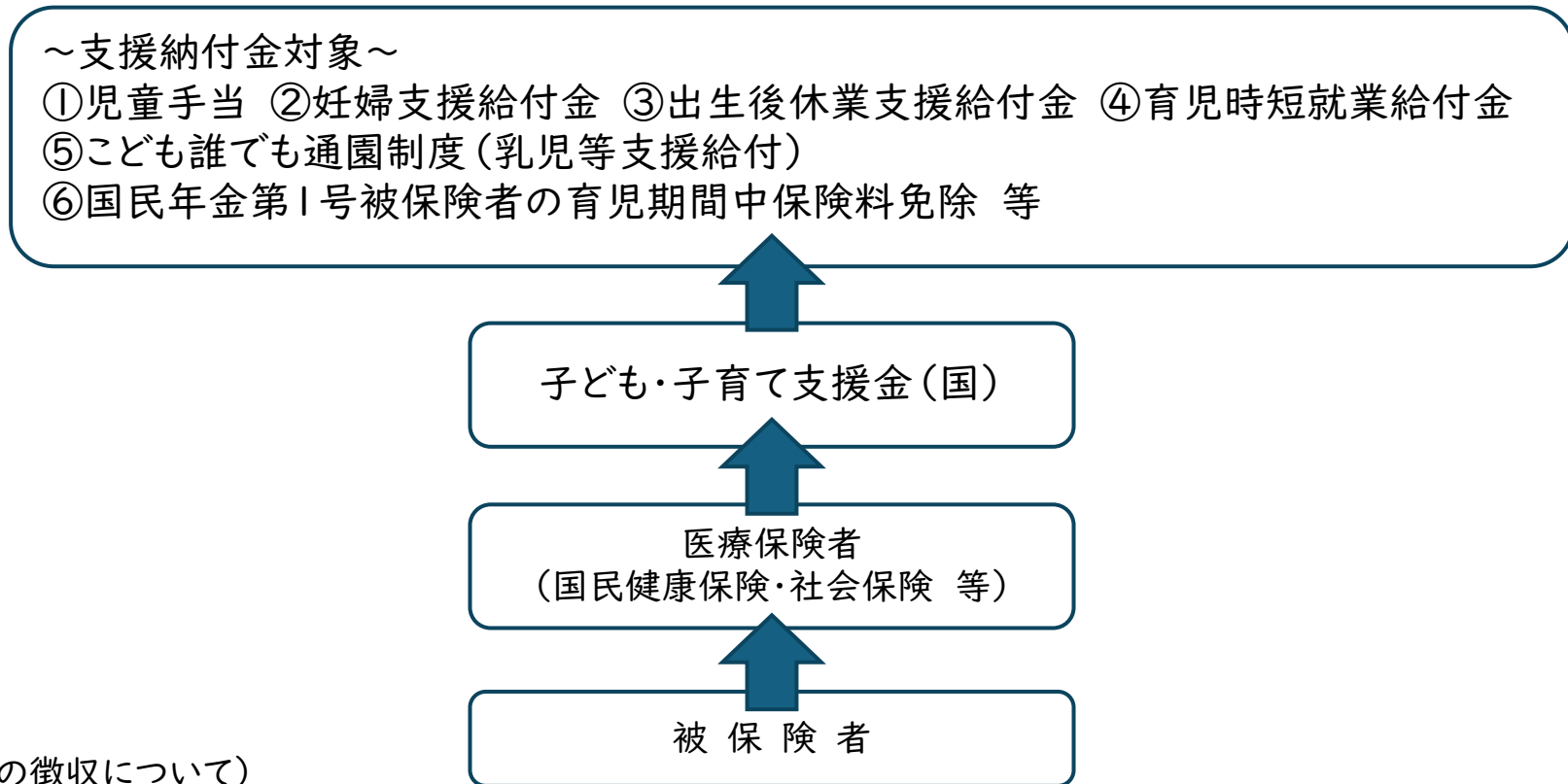
法定外繰入については、国保に加入していない方に自身の税金や社会保険等の保険料を支払いつつも、さらに国保の負担をお願いすることになるため、法定外繰入を行うのはやむを得ない場合に限るものとし、医療費の適正化や保健事業の実施内容の見直し及び税率改定等により国保財源の確保について検討しなければなりません。

なお、我孫子市では、すでに赤字が解消されている状況ではありますが、今後も法定外繰入を発生させないために、毎年示される標準保険料率を基に、税率改定を行う必要があると考えています。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設について

概要

- ・こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。
- ・政府は、同制度に基づいて支援を行っていくために納付金(子ども・子育て支援金)を医療保険者から徴収する。
- ・支援金は段階的に増額となり、国全体で令和8年度6000億円、令和9年度8000億円、令和10年度1兆円規模となる予定。



◇施行日(納付金の徴収について)
令和8年4月1日 ⇒ 令和6年6月12日に公布済

4. 子ども・子育て支援金分の賦課方式について

～賦課方式案～

2方式 ⇒ ①:所得割 ・ ②-1:均等割 、 ②-2:18歳以上均等割(※)

理由

- ・ 千葉県における標準保険料率の算定に使用する標準的な賦課方式は「2方式」としていること。
- ・ 子ども・子育て支援金制度の趣旨から、「18歳以下の均等割は全額軽減される」ことを考慮すると、18歳以下を含む世帯に対して賦課する「平等割」は馴染まないこと。

～子ども・子育て支援金分の均等割の考え方～

上記理由にある「18歳以下の均等割は全額軽減される」考えより、「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で賦課の内容が異なります。

「18歳未満被保険者」⇒ 均等割が全額軽減

「18歳以上被保険者」⇒ 均等割 + 18歳以上均等割 が賦課されます。

※②-1と②-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除したうえで、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、②-1とは別に②-2が設けられました。

⇒「18歳未満被保険者」は、給与等の所得が発生しなければ、子ども・子育て支援金分に限り、実質保険税が発生しないこととなります。

5. 税率改定の考え方

千葉県から毎年示される標準保険料率は、千葉県へ国保事業費納付金を納めるために必要となる保険税率を示しています。令和8年度の税率改定を検討するにあたっては、令和8年度の標準保険料率を参考にする必要があります。

例年、仮係数に基づく標準保険料率は前年11月末頃に示されますが、確定係数に基づく標準保険料率が示されるのが1月末頃となるため、税率改定案については仮係数に基づく標準保険料率を参考に用いることとします。

【令和8年度標準保険税率（仮係数）及び現行保険税率】

	医療分			後期支援金分		介護分		子ども分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	18歳以上均等割(円)
令和8年度市町村算定方式標準保険料率（仮係数）①	7.08	24,347	25,095	3.38	12,110	2.17	19,903	0.28	1,728	99
現行保険税率②	7.46	24,000	25,000	3.85	12,000	2.04	18,100	0.00	0	0
①と②の差	▲ 0.38	+ 347	+ 95	▲ 0.47	+ 110	+ 0.13	+ 1,803	+ 0.28	+ 1,728	+ 99

6. 税率改定案

【税率改定案及び現行保険税率の比較】

	医療分			後期支援分		介護分		合計		一人当たりの平均調定額 (年税額)	一人当たりの平均収納額 (年税額)
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 + 平等割 (円)		
現行保険税率	7.46	24,000	25,000	3.85	12,000	2.04	18,100	13.35	79,100	142,200	131,700
税率改正(案)	7.08	24,400	25,100	3.38	12,200	2.17	20,000	12.63	81,700	140,000	129,600
現行保険税率との差	▲0.38	+400	+100	▲0.47	+200	+0.13	+1,900	▲0.72	+2,600	▲2,200	▲2,100

+

令和8年度より<追加> 子ども子育て支援金創設分 税率(案)	子ども子育て支援分			一人当たりの平均調定額 (年税額)	一人当たりの平均収納額 (年税額)
	所得割 (%)	均等割 (円)	18歳以上均等割 (円)		
	0.28	1,800	100	3,600	3,400

||

合計	一人当たりの平均調定額 (年税額)	一人当たりの平均収納額 (年税額)
税率改定(案)	143,600	133,000

※税率改定案については、実際に県から示される標準保険料率の均等割、平等割、18歳以上の均等割は1円単位のため、端数調整して金額を設定しています。

7. 税率改定による効果

税率改定案の場合、税金として約7千7百万円の歳入減となりますが、低所得者に係る保険税法定軽減額の増に伴い、交付金(保険基盤安定負担金)として、約2百万円の歳入増を見込むことができます。

このことから、現行保険税率と比較すると歳入減とはなりますが、国保特別会計収支額では約2千6百万円の黒字を計上することが見込めます。

国民健康保険税は、その年度で必要となる納付金を納めるために被保険者から徴収するため、過剰に徴収することは避けるべきであり、税率改定案でも適正に運営ができる想定となります。

	合計(医療分+後期支援金分+介護分+子ども分)		収納額比較	交付金額 (保険基盤安定負担金) ※市負担分含む	国保特別会計収支額
	調定額	予想収納額			
現行保険税率	2,904,676,000	2,697,328,000	0	604,171,000	101,541,000
税率改定案	2,863,849,000	2,619,638,000	-77,690,000	606,450,000	26,130,000

【参考】 R8年度国保事業費納付金 : 3,386,591,136円 (仮係数時点のため、金額の変動あり)

8. モデル世帯の保険税試算

次の6つのモデルケースで各世帯の年税額がどの程度影響するかを検証します。

世帯条件及び所得条件については、【9. 参考資料 世帯分布表】を基に構成割合の比較的高い世帯で試算しています。

ケース	世帯条件	所得条件
①	1人世帯(40~64歳、7割軽減)	所得0円
②	1人世帯(40~64歳、5割軽減)	所得70万円
③	1人世帯(40~64歳、2割軽減)	所得90万円
④	1人世帯(40~64歳、法定軽減なし)	所得200万円
⑤	2人世帯(夫65歳以上、妻65歳未満)	所得 夫:140万円、妻:100万円
⑥	3人世帯(夫40歳以上、妻40歳未満、子15歳)	所得 夫:300万円、妻:100万円

【試算結果】

	ア	イ	ウ	(イ+ウ) - ア
	現行年税額	税率改定案 (医・後・介)	税率改定案 (子ども)	現行との差
①	23,700	24,400	500	1,200
②	75,400	74,800	1,700	1,100
③	125,800	124,500	2,800	1,500
④	288,600	279,800	6,200	▲ 2,600
⑤	300,700	291,600	8,100	▲ 1,000
⑥	558,500	539,000	12,500	▲ 7,000

9. 参考資料

所得階級別世帯人員別世帯分布表(令和7年10月時点)

所得階級	所得階級別世帯人員別世帯数									世帯数 合計	構成 割合	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯			
未申告世帯	482	71	30	7	5	1	0	0	0	596	3.7%	79.5%
0円	2,909	282	59	19	7	1	1	0	1	3,279	20.3%	
約100万以下	2,595	581	99	37	13	0	0	0	0	3,325	20.6%	
約100万台	2,479	1,054	153	37	11	3	0	0	0	3,737	23.1%	
約200万台	1,094	658	101	45	5	0	2	0	0	1,905	11.8%	
約300万台	623	324	90	20	11	2	2	0	0	1,072	6.5%	
約400万台	447	227	46	24	8	3	2	0	0	757	4.7%	
約500万台	225	81	22	17	5	0	0	0	0	350	2.2%	
約600万台	180	45	15	15	1	0	1	0	0	257	1.6%	
約700万台	123	33	9	8	1	0	0	0	0	174	1.1%	
約800万台	133	38	12	6	2	0	0	0	0	191	1.2%	
約900万台	77	16	5	3	0	1	0	0	0	102	0.6%	
1000万円超	266	96	33	19	6	1	0	0	0	421	2.6%	
合計	11,633	3,506	674	257	75	12	8	0	1	16,166	100.0	
構成割合	72.0%	21.7%	4.1%	1.6%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0		
		93.7%										

7割軽減 世帯数	5割軽減 世帯数	2割軽減 世帯数	通常 世帯数
0	0	0	596
3,279	0	0	0
1,300	1,471	554	0
12	309	1,229	2,187
0	16	94	1,795
0	4	14	1,054
0	0	4	753
0	0	1	349
0	0	0	257
0	0	0	174
0	0	0	191
0	0	0	102
0	0	0	421
4,591	1,800	1,896	7,879
28.4%	11.1%	11.7%	48.8%
51.2%			

※この表から国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や、世帯人数の傾向を確認することができます。
 ○世帯所得300万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の79.5%を占めています。(未申告世帯含む)
 ○1人世帯の割合が72%、2人世帯の割合が21.7%となっており、全体の93.7%を占めています。
 ○全世界帯の約半分(51.2%)が所得の少ない世帯に対する法定軽減の適用世帯となっています。

9. 参考資料 ～千葉県国民健康保険運営方針の抜粋～(1/2)

千葉県国民健康保険運営方針

財政運営に係る基本的な考え方と取組

ア 市町村の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方

- 国保財政を安定的に運営していくため、市町村の国民健康保険特別会計においては、必要な支出を保険料や国、県等の公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。

- 市町村が決定する保険料率については、平成30年度以降、県全体の保険給付費等から公費等による収入を控除して算出した保険料収納必要額を基に、県が市町村ごとに割り当てる国保事業費納付金の額を基礎とし、保健事業に要する費用等を加味して保険料率を設定することを基本としている。

- 県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる標準保険料率を示すが、市町村は、標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定することとなる。

- 現在の市町村の国民健康保険特別会計の収支状況をみると、形式的な財政収支の均衡を図るために、一般会計から多額の決算補填等目的の法定外繰入が行われる等、一部の市町村が実質的な赤字となっていることから、実質的な財政収支の改善を図ることが重要である。

- 市町村において行われている法定外繰入の内訳は、その目的に応じ、
 - ・ 決算補填等を目的としたもの。
 - ・ 保健事業に係る費用についての繰り入れ等の決算補填等目的以外のもの。に分類できる。

9. 参考資料 ～千葉県国民健康保険運営方針の抜粋～(2/2)

- このうち、「決算補填等目的の法定外繰入額」及び「繰上充用金」を解消または削減すべき対象としての「赤字」とする。
 - 決算補填等目的の法定外繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなること等から、解消・削減を図るべきである。よって、これまでに市町村が作成した赤字削減・解消計画を勘案し、県全体として令和12年度までに決算補填等目的の法定外繰入を解消することを目標とする。新たに決算補填等目的の法定外繰入が発生した場合も、令和12年度までに解消することとする。
 - このため、市町村は、保険料収納率の向上、医療費適正化の取組等の推進や県が提示する標準保険料率を参考に適正な保険料率を設定すること等により、決算補填等目的の法定外繰入の解消・削減のための取組を行う。県は、決算補填等目的の法定外繰入を行っている市町村に対し、現状確認や助言などを行うことにより支援する。
 - また、市町村は、繰上充用を行わないよう努めるとともに、もし新たに行った場合には、発生した会計年度の翌年度内に計画を策定し、原則として発生した会計年度の翌々年度までに解消を図る。
 - 県は、毎年度、各市町村の国民健康保険特別会計の状況を適切に把握し、必要に応じて助言等を行うことにより、市町村の国保財政の安定的な運営の推進を図る。
- イ 県の国民健康保険特別会計に係る基本的な考え方**
- 県に設置した国民健康保険特別会計も同様に、必要な支出を国保事業費納付金や国、県等の公費等で賄うことにより、単年度の収支が均衡していることが原則である。
 - 具体的な財政運営に当たっては、市町村における事業運営が健全に行われることも重要であるため、市町村の財政状況をよく見極めた上で、収支均衡のとれた財政運営に努める。